

岬町造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成事業実施要綱

令和元年5月15日制定

(目的)

第1条 この要綱は、造血細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植又は臍帯血移植）により、移植前に接種した予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）の予防効果が低下または消失したため、任意により定期予防接種の再接種が必要となった者に対し、被接種者及びその保護者の負担を軽減し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的として、当該予防接種費用の全部又は一部を町が助成する事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 本事業の助成対象者は、本町に住所を有し、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 造血細胞移植により、移植前に接種した法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者
- (2) 定期予防接種の再接種を受ける日において、20歳未満の者
- (3) 平成31年4月1日以降の再接種であること

(対象の予防接種)

第3条 本事業の対象となる予防接種は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定するA類疾病にかかる予防接種
- (2) 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の規定によるワクチンを使用した予防接種

(助成の限度額)

第4条 本事業の助成額は、前条の予防接種に要した費用として医療機関に支払った額又は、町が指定医療機関と契約した額（別表）のいずれか少ない方の額とする。

(助成の認定申請)

第5条 本事業の助成を受けようとする者は、岬町造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成認定申請書（様式第1号）に主治医意見書（様式第2号）及び必要とする書類を添えて町長に申請しなければならない。

(審査)

第6条 町長は、前条の申請書を受理した時は、これを審査し、助成対象として適当と認める時は、岬町造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成認定通知書（様式第3号）により、また、不適当と認める時は、岬町造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成不認定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条により助成対象者と認定された者は、医療機関で再接種を受けた後、岬町造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成請求書（様式第5号）に、医療機関で支払った領収書、再接種が確認できる書類（接種済証等）を添えて、再接種を実施した年度の末日までに、町長に請求しなければならない。ただし、天災等やむを得ない理由がある時は、この限りではない。

(助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、助成認定を取消し、既に交付された助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。